

事業報告書

2021年4月～2022年3月

一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会

1. 概況

2020年12月18日付で文化庁長官の認可を受けた授業目的公衆送信補償金規程に基づき、2021年4月1日より授業目的公衆送信補償金（以下「補償金」という。）の收受業務を開始した。

SARTRAS ウェブサイト上に補償金等登録・申請システム TSUCAO を開設した結果、2,800 の教育機関設置者から 31,700 余校分の申請を受理し、48 億 7 千万円の補償金を收受した。

また收受した補償金を分配するため、申請のあった教育機関設置者からサンプル抽出した設置者（年間約 1,000 校（大学は学部単位、以下同様））に対し、著作物の利用報告を依頼した。提出された利用報告については、分配業務受託団体又は整備協力団体となる本会の会員構成団体や外部の著作権等管理事業者等の協力を得て、2022 年度の分配を目指し権利者特定等の分配データ整備作業を行った。

さらに、著作権法 104 条の 15 に定める「著作権及び著作隣接権の保護に関する事業並びに著作物の創作の振興及び普及に資する事業」（以下「共通目的事業」という。）の 2022 年度の実施に向け、「共通目的事業の選定及び共通目的事業基金の管理等に関する規程」を制定、公表し、2022 年 3 月から助成事業の公募を開始した。

その他、一年間を通じ、著作権や授業目的公衆送信補償金制度等に係る年間約 800 件の問い合わせに対応した他、著作物の教育利用に関する関係者フォーラム（以下「フォーラム」という。）を事務局として運営した。

2. 補償金関係業務

(1) 補償金支払いの登録・申請受付

予定どおり 4 月 1 日より補償金支払いの登録・申請受付を開始した。2022 年 3 月 31 日現在の登録申請・請求状況は別表のとおりであり、補償金の請求額は年度当初の見込み額を大幅に上回る 48 億 9 千万円となった。このうち 2021 年度の收受額は 48 億 7 千万円である。

(2) 補償金分配に向けた準備

2021 年度に收受した補償金の 2022 年度分配実施へ向け、申請のあった教育機関設置者が設置する教育機関の中からサンプル抽出した約 1,000 校に対し、補償金分配のための利用報告を依頼した。

提出された利用報告については、分配業務受託団体又は整備協力団体となる本会の会員構成団体や外部の著作権等管理事業者等の協力を得て、2022 年度の分配を目指し権利者特定等の整備作業を行った。

実際に分配を行う際の実務的な取扱いについては分配委員会において検討、整理したほか、著作権管理事業者等 14 団体を分配業務受託団体として決定した。

また、2022 年 2 月には、2022 年度に收受予定の補償金の 2023 年度分配実施へ向け、2021 年度に申請のあった教育機関設置者が設置する教育機関の中からサンプル抽出した約 1,200 校に対し、補償金分配のための 2022 年度分の利用報告の依頼を行った。

(3) 共通目的事業実施に向けた準備

共通目的事業の2022年度の実施に向け、本会内に6名の学識経験者を含む共通目的事業委員会を8月に設置、事業の決定方法や当該事業に充てる共通目的基金の管理に関する「共通目的事業の選定及び共通目的事業基金の管理等に関する規程」を制定し公表した。この規程に基づき作成した募集要項により、2022年3月から助成事業の公募を開始した。

なお、2022年度の共通目的基金の額は、著作権法施行令により2021年度に著作物等の利用の実績に応じて支払う方法以外の方法により支払われた授業目的公衆送信補償金の総額の2割と定められており、およそ9億7千万円となる。

(4) 著作権普及啓発のための取組の実施

会員構成団体の応援を得て業務支援体制を組み、オンラインでの問合せ対応を充実させた。支援体制が9月で終了したことを受け、10月からは、問合せ対応を専門で担う著作権アドバイザーを1名配置し、対応を行った。

このほか、新聞、雑誌やウェブメディアの取材に積極的に応じる一方、本会のウェブサイトも適宜更新する等、著作権制度及び補償金制度等について周知に努めた。

(5) フォーラムの運営

制度の実施後の対応や具体的な普及啓発事業の提案等について、意見交換等を行うためのフォーラムの事務局を引き続き担当した。6月に今年度のフォーラムを開催し、初等中等教育、高等教育、著作権関係有識者の3つのWGが継続設置された。

(6) システム開発

TSUCAO 運用開始後の教育機関設置者からの要望を受け、利便性向上のための追加機能開発を適宜行った。

(7) 補償金規程附則第2項の検討

4条の補償金額と費用対効果の検証や、研究授業や授業参観における履修者等以外への公衆送信行為も必要と認められる限度として補償金制度の対象と取り扱うこととしたこと等を踏まえ、3年目を経過する毎に、実施後の状況を勘案し検討を加え、その結果に基づき講じる必要な措置の有無について検討を行った。

(8) 事務局体制の整備・強化

事務局体制の整備・強化を図るため、8月に事務所を移転し、所用の定款の変更とその旨の登記を行った。

また、9月に1名の職員を、3月には新たに2022年4月入社 of 職員1名を、それぞれ採用した。

3月31日現在の常勤の人員体制は以下のとおり合計9人である。

常務理事 2名
理事・事務局長 1名
事務局員 3名
派遣スタッフ 3名

(9) 会議開催状況

次のとおり会議を実施した。

定時社員総会 (1回)
臨時社員総会 (3回)
理事会 (14回)
分配委員会 (9回)
共通目的事業委員会 (5回)
業務進行タスクフォース (3回)

(以上が著作権法施行令第57条の15に基づく補償金関係業務の事業報告書である。)

3. その他

(1) 補償金制度を補完するライセンスの検討

独禁法上の問題がないか、という観点から、4月、公正取引委員会に顧問弁護士とともに相談。12月に一定の見解を得たことから、これを踏まえ検討を行った(開始時期は未定)。

別表：2021年度登録申請・請求状況一覧

2022年3月31日現在

登録設置者件数	国立	95	公立	1,360	私立	1,237	その他	108	合計	2,800
---------	----	----	----	-------	----	-------	-----	-----	----	-------

教育機関件数

教育機関種別	国立		公立		私立その他		合計		年間請求実績
	申請件数	申請率	申請件数	申請率	申請件数	申請率	申請件数	申請率	
幼稚園	35	71.4	160	4.9	211	3.3	406	4.2	3,108,288
小学校	66	97.1	15,277	79.3	152	63.1	15,495	79.2	629,876,396
中学校	66	95.7	7,378	79.3	439	56.0	7,883	77.6	485,276,945
義務教育学校	5	100.0	117	80.7	1	100.0	123	81.5	7,406,920
高等学校	15	100.0	3,394	95.3	664	46.3	4,073	81.3	1,104,854,837
中等教育学校	3	75.0	34	100.0	8	42.1	45	78.9	9,526,107
高等専門学校	51	100.0	3	100.0	3	100.0	57	100.0	32,518,299
大学（短大以外）	86	100.0	90	91.8	540	86.1	716	88.3	2,328,690,753
大学（短大）	0	-	14	82.4	220	71.2	234	71.8	
特別支援学校	42	93.3	1,055	95.4	2	13.3	1,099	94.3	19,664,812
専修学校	4	44.4	43	22.9	827	28.1	874	27.8	237,543,123
各種学校	0	0.0	0	0.0	51	4.6	51	4.6	6,591,337
幼保連携型認定こども園	0	0.0	4	0.5	45	0.8	49	0.8	530,332
小計	373	93.0	27,569	72.8	3,163	16.4	31,105	54.0	4,865,588,149
保育所その他	2		155		451		608		30,455,489
合計	375	-	27,724	-	3,614	-	31,713	-	4,896,043,638

注）申請率は文部科学省学校コード一覧（2021年5月1日現在）掲載の教育機関数に対する申請件数の比率